## 配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(3次)の策定について

本県における「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」は、DV防止法で策定が義務付けされた法定計画であり、現行の2次計画の計画期間 (5年間) が平成24年度末で終了するため、それに引続く3次計画を平成24年度中に策定します。

		1 次計画	 2次計画	3次計画
策定時期		平成17年12月	平成20年3月	平成25年3月
	DV防止法	平成16年改正 〇 国は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関す る基本的な方針」(基本方針)を策定 〇 都道府県は国の基本方針に即して、「基本計画」を策定(義務付け)	平成 1 9 年改正 〇 市町村の役割強化 ・「市町村 D V 基本計画」策定の努力義務 ・ 市町村配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務	平成19年以降 改正なし
	国基本方針	平成16年12月策定	平成20年1月改正	平成24年8月改正 (外国人登録法廃止に伴う文言修正など)
	その他	_	平成19年5月、長久手町においてDV被害者人質事件 が発生	
	目的	個人の尊厳が尊重され、配偶者からの暴力を容認しない社会を実現し、 DV被害者の保護や自立支援に関わる施策の充実を推進すること	1 次計画を継承	2次計画を継承
策定基調		<ul> <li>① DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること。</li> <li>② DVが行われている家庭の子どもや親族も被害者となること。</li> <li>③ DVを防止し、DV被害者の保護、自立支援は行政の責務であること。</li> <li>④ 施策の策定・推進にあたっては、DV被害当事者の参画や意見を尊重すること。</li> <li>⑤ 施策の推進は、国、県、市町村等の関係機関と民間団体等の連携・協働が不可欠であること。</li> </ul>	1 次計画を継承	2 次計画を継承
計画期間		平成17年12月~平成19年度	平成20年度~平成24年度	平成25年度~平成29年度
	内容等	1 啓発・広報の推進 教育・啓発の推進、発見・通報の体制 2 被害者からの相談の充実 相談体制の充実、職務関係者への研修の充実、 外国人・障害者等への配慮 3 被害者の保護の充実 一時保護施設等への入所、婦人保護施設等への入所 4 被害者の自立支援の充実 被害者の自立支援、子どもをDVから守る支援 5 関係機関等との連携・協働 民間支援団体との連携・協働、関係機関相互の連携促進、 苦情処理の体制 6 加害者更生への取組 7 市町村・地域における支援	【改定の主な内容】  1 愛知県女性相談センターにおける支援の充実 ・ 市町村支援の充実及び専門性の確保 ・ 一時保護所機能の充実  2 市町村・地域における支援の充実 ・ 「市町村DV基本計画」策定の促進 ・ 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進  3 DV被害者の安全確保と危機管理 ・ 危険度アセスメント表の活用 ・ 職員による同行支援の実施  4 国の基本方針に即した体系見直し	【策定の基本的方向】 現行計画の内容を検証しつつ、必要な変更を行う。 ○ 2次計画策定以降、法や国の基本方針に特段の変更がない。 ○ 現行計画に基づく重点目標、取組内容は今後も継続的に行っていく必要がある。 ○ 2次計画に基づいた取組状況は、概ね順調である。 【重点事項】 ○ 若年層に向けた予防啓発の取組 ○ 市町村における支援体制充実に向けた働きかけ ○ 被害者の心のケア ○ 子どもに対する支援 ○ 取組内容の数値目標化